

# 水道広域化（県域水道一体化）について

## 大淀町水道事業が抱える課題

課題  
1

施設の老朽化などにより、  
更新に多額の費用が必要

令和5年度 → 令和36年度

整備した年代を考えると、桜ヶ丘浄水場の基幹施設の更新や老朽化した管路の耐震化など、多額の費用が必要となります。



課題  
2

人口減少等に伴う水需要の減少により、  
料金収入の確保が課題

令和5年度 → 令和36年度

水道事業は、原則、水道料金で運営しており、人口減少等に伴う水需要の減少により、料金収入の確保が大きな課題となります。



課題  
3

水道事業を支える人材が不足

ピーク時に比べて半分

平成16年度 → 令和5年度

水道職員は、熟練職員の退職等によりこのままでは技術の継承が懸念され、サービスの低下を招くおそれがあります。



## 広域化の効果

効果1・施設の更新や整備に国や県の支援を受けられ（当初の10年間）、水道施設の強じん化（耐震化、無停電化、老朽化対策）等が進む → 断水を未然に防ぐための対応を強化

効果2・大淀町は広域化後も、最長30年間、別料金の設定（セグメント会計）により安い料金で使用できる

効果3・人的支援として市町村域を越えた人員・ノウハウの有効活用が可能

# 今後の施設の更新計画



**広域化施設整備計画①**

桜ヶ丘浄水場の取水・浄水施設を更新【大淀町に関する事業費 約26億3千万円】

- ・桜ヶ丘浄水場施設整備(無停電装置設置を含む) 約22億6千万円 (R7～R16年度)
- ・取水施設整備(無停電装置設置を含む) 約2億5千万円 (R9～R10年度)
- ・中央監視設備更新 約1億2千万円(浄水場整備時)

**事業費の推移**

建設改良費年次別事業計画

総事業費 約85億2千万円 (R7～R36年度) (人件費含む)

国交付金・県財政支援を活用して、単独でも必要な桜ヶ丘浄水場等基幹施設の更新整備費用を10年間で集中的に投資

R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16 R17 R18 R19 R20 R21 R22 R23 R24 R25 R26 R27 R28 R29 R30 R31 R32 R33 R34 R35 R36

■ 基幹施設整備費 ■ 管路費 ■ その他施設更新費 ■ 人件費等

**広域化した場合の国交付金・県財政支援の推移**

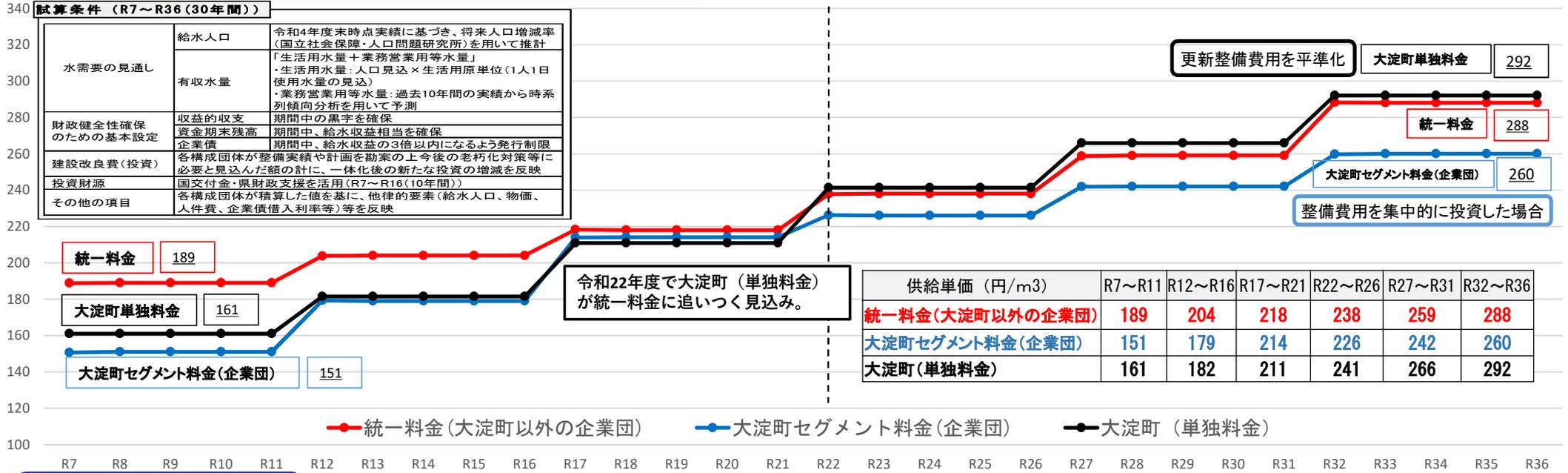
R5年2月時点

国交付金	4.3億円
県財政支援	4.3億円
計	8.6億円

今回

国交付金	11.0億円
県財政支援	11.0億円
計	22.0億円

# 水道料金の試算 (R7~R36・30年間)



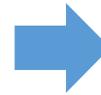
## 大淀町の水道料金表

現行

新料金表 (R7.4月~R12.3月の5年間)

(税抜)

口径	基本料金 (円)	従量料金 (円/m <sup>3</sup> )								
		1~5m <sup>3</sup>	1~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~30m <sup>3</sup>	31~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~500m <sup>3</sup>	501~1000m <sup>3</sup>	1001m <sup>3</sup> ~
		0 (基本水量以内)								
13mm	600									
20mm	720									
25mm	1,872									
30mm	2,160	100	100	125	125	125	135	145	155	
40mm	4,320									
50mm	7,320									
75mm	16,320									



(税抜)

口径	基本料金 (円)	従量料金 (円/m <sup>3</sup> )								
		1~5m <sup>3</sup>	1~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~30m <sup>3</sup>	31~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~500m <sup>3</sup>	501~1000m <sup>3</sup>	1001m <sup>3</sup> ~
		0 (基本水量以内)								
13mm	600									
20mm	720									
25mm	1,872									
30mm	2,160	100	100	125	125	145	165	185	205	
40mm	4,320									
50mm	7,320									
75mm	16,320									

## 水道事業の広域化について (Q&A)

Q1.いつ広域化になるのですか？

A. 令和6年11月に奈良県広域水道企業団として設立し、令和7年4月から事業を開始する予定です。

Q2.将来、民営化されることはないですか？

A. 企業団は、公営企業として共同処理するものであり、民営化は行わないことを構成団体である知事及び関係市町村長全ての決意で企業団規約に明記されております。

Q3.広域化になれば、水道料金の改定はどこで決まるのですか？

A. 水道料金の改定など重要な事項については、大淀町長を含めた構成団体の市町村長および知事で構成されます運営協議会で協議され、本町議会からも議員が選出されます企業団議会を経て、決定されることとなります。

Q4.広域化になれば、町民からの要望やサービスが行き届きにくくなるのでは？

A. 本町の桜ヶ丘浄水場は、企業団移行後も拠点施設として位置づけられており、職員も大淀町から派遣した職員が業務を担い、現状のまま運営することになります。開栓の手続きや漏水の対応など、今までと変わらず大淀町の事務所で対応いたします。広域化により、サービス面が低下することはありませんので、ご安心ください。

Q5.水道のメーター検針や水道料金の請求方法はかわるのですか？

A. 毎月検針・毎月請求としていましたが、検針方法の変更に伴い請求方法も2ヶ月に1回の請求となります。なお、令和7年度より検針については大淀町内を2地区に割り偶数月と奇数月に分けて検針を実施します。(大口需要家の方は毎月検針・毎月請求を継続できます。)

Q6.アパートへの引っ越しや家屋の売買により開栓・閉栓したい場合はどのようにすればよいのですか？

A. 今までどおり桜ヶ丘浄水場事務所にご連絡をお願いします。なお、令和7年度より開栓にかかる手数料は不要となります。また、閉栓時には現地精算していましたが、後日郵送する納付書にてお支払いをお願いします。

Q7.給水装置の新設・増径工事実施の際に必要な加入金(給水分担金)の納付金額はかわるのですか？

A. 口径別の加入金の額は令和7年度より企業団により原則、統一されます。しかし、企業団に統合後の単価が統合前と比べて金額が上がる場合は、経過措置として5年間統合前の単価を適用します。(例)13ミリ：146,000円(▲54,000円) 20ミリ：200,000円(±0円)…税抜価格

【お問い合わせ先】  
大淀町上下水道部  
(電話)0747-52-0137

水道広域化  
について  
詳しい内容は  
こちらから

